

新宿区教育委員会会議録

平成17年第4回臨時会

平成17年7月15日

新宿区教育委員会

平成17年第4回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成17年7月15日(金)

開会 午後 1時58分

閉会 午後 2時40分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美 紀 子	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	内 藤 頼 誼	委 員	木 島 富 士 雄
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	教 育 指 導 課 長	木 下 川 肇
教 育 政 策 課 長	鴨 川 邦 洋	審 議 会 委 員 長	佐 野 金 吾
審 議 会 委 員	石 村 康 代		

書記

教 育 政 策 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

協 議

- 1 平成18年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 2 平成18年度新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）の採択について

午後 1時58分開会

開 会

櫻井委員長 ただいまから平成17年新宿区教育委員会第4回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

熊谷委員 はい、わかりました。

櫻井委員長 本日は、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、中学校教科用図書審議委員会の委員長に出席を要請し、おいでいただいておりますので、御承知おきください。

なお、本日は議事はございません。

それでは協議に入る前に、5月16日に当教育委員会は、中学校教科用図書審議委員会に対し、採択の対象となるすべての教科用図書について調査検討を行い、その結果について答申するようお願いしたところでございます。

本日はその答申を受け、説明を受けるということで進めたいと思います。

それでは、答申をお受けいたします。

佐野審議委員会委員長 答申。

本委員会は、平成17年5月16日、貴委員会からの諮問を受け、平成18年度新宿区立中学校教科用図書の採択に際し、採択の対象となる全ての教科用図書について調査審議を行いました。その結果を別紙のとおりまとめましたので、ここに答申いたします。

平成17年7月15日

新宿区教育委員会委員長 櫻井美紀子様

教科用図書審議委員会
委員長 佐野金吾

以上でございます。

櫻井委員長 答申を確かにお受け取りいたしました。

膨大な教科用図書について、綿密に調査検討をしていただき、詳細な検討結果をありがとうございました。当教育委員会は、審議委員会の調査結果をもとに十分な調査研究を行い、学校の意向及び生徒の実情に十分配慮して、公正かつ適正な採択を行います。

はい、教育指導課長。

教育指導課長 ただいま答申がされたわけですがけれども、委員の皆様のお手元には、その答

申の写しを配付させていただいております。

櫻井委員長 ということで、今、配付をしていただいております。よろしいでしょうか。

協議 1 平成 18 年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

協議 2 平成 18 年度新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び 107 条図書）の採択について

櫻井委員長 それでは、協議に入ります。

本日の協議 1、平成18年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択については、中学校教科用図書審議委員会委員長から、答申の総括的な検討経過・検討の視点、審議結果について説明をいただき、それについて質疑を行います。

それでは、中学校教科用図書審議委員会委員長から説明をお願いいたします。

佐野審議委員会委員長 座ったままでよろしいでしょうか。

それでは、御報告申し上げます。

審議委員会は5月16日、6月28日、7月7日、7月12日の4回の会を持ちました。

第1回5月16日は、教育長より諮問を受け、審議日程、審議委員の役割等を確認しました。第2回以降3回、4回は、各教科書について審議を行いました。

まず、審議、6月28日の第2回目は、学校調査の結果及び調査委員会の調査報告に基づきまして、国語、書写等について検討を行いました。同じく第3回の審議委員会ですが、これは7月7日、同様に学校調査結果及び調査委員会調査結果をもとに、国語、書写等の検討を行いました。第4回目も同様に学校調査結果及び調査委員会調査結果をもとに、理科、英語等の検討を行いました。さらに、答申文、審議委員会調査資料の文言の最終検討を行い、今日に至っております。

採択候補の総点数は、国語5種、書写6種、社会（地理的分野）6種、社会（歴史的分野）8種、社会（公民的分野）8種、地図2種、数学7種、理科（第一分野）5種、理科（第二分野）5種、音楽（一般）2種、音楽（器楽）2種、美術3種、保健体育3種、技術・家庭2種、英語6種、以上70種134冊を検討しました。

審議委員会の審議の方針を申し上げます。学校、これは各学校の教科担当者ですけれども、各学校の教員が調査した結果と、調査委員会 調査委員会は細目の2の規定に基づきまして組織されたものでございます。その学校の調査の結果と、今申し上げました調査委員会の

結果報告に基づきまして、例えば学校調査結果がA、委員会調査結果がAならば、私どもの審議の結果もAと、そういったような考え方で、学校調査結果及び調査委員会の結果を尊重すると。またそういった場合に食い違いがありました場合には、私どもの審議委員会が十分検討しまして評価を下す。このような手続で進めてまいりました。

なお、お手元の報告書のページをめくっていただけますでしょうか。国語からこういう形で、各社の発行者、審議会の意見、そして評価と、こういう形でもお示ししてございます。問題点は、この学校の評価と調査委員会の評価の食い違いですね。このあたりにつきましては、やはり私どもの目を通して教科書に当たりまして、その食い違いなどを検討すると同時に、審議委員会としまして評価等を出しております。調査結果等に基づきまして、その評価がAに至らないという場合もございましたけれども、私どもが審議した結果、特色を読み取ってAにするというような作業も進めました。

この報告書の見方にまいりますが、先ほど申し上げました国語から英語まで種目ごとに1ページずつ、国語から始まりまして最終が英語になってございます。

国語をごらんになっていただきましょうか。例えば、こういうような見方をしていただければと思います。例えば東書ですが、東書には意見が2つございます。第1点の方は、資料編が豊富で充実しており、系統的で発展的な学習ができるというのは、括弧に示してございますように内容の選択という観点でこういう特色が見られるということでございます。2つ目の黒ポツは3領域1事項の配列のバランスがよいというのは、構成・分量という観点でとらえたときに、こういう特色が見られるということでございます。そして、総合的な評価はBと、こういうふうにお読み取りいただければと思います。

こういう形でもって、国語から始まりまして、先ほど申し上げましたように70種134点ですね、これを審議会が、逐一1冊ずつ手にとりまして、先ほど申し上げましたように2つの委員会から報告いただきました評価等を基にしまして検討した結果がお手元の資料でございます。

なお、この国語のページにはAが1つしかございませんけれども、例えば、1枚めくっていただきましょうか。裏になります。裏には評価Aが2種ございます。このAが2種ございますけれども、例えば東書版の方が4項目、特色事項が指摘できるということですね。教出の方は3項目ということで、同じAでも若干、東書版の方が特色が多く見られると、こういうふうにお読み取りいただければと思います。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

教育指導課長、補足説明をお願いします。

教育指導課長 補足説明をさせてください。

本日の基礎資料であります、各教科調査委員会の調査報告と各学校からの調査資料を、各委員の机上に配付してございます。御確認いただき、採択までの間の参考資料としていただきたいと思います。また、参考に、新宿区における最近の使用教科書についても提出させていただきます。

以上、補足説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

櫻井委員長 はい、ありがとうございます。

説明が終わりました。協議1について御意見、御質問がありましたら、どうぞお願いたします。いかがでしょうか。

はい、内藤委員。

内藤委員 大変貴重な、綿密な調査結果で、十分参考にさせていただきますけれども、ちょっと、やや事務的というか内容と直接かかわらない質問で恐縮なんですけど、この学校調査はA、B、C、Dとランクづけしていて、その結果総合的にどうだという評価は、この調査委員会で初めて出るわけですね。それで学校調査の結果を拝見すると、C、普通というランクづけを、学校の先生方は、まあこれはマイナスという意味ではなくて普通のできだという意味で、Cが非常に多いように思うのですが、これが調査委員会から上になると、Cが非常に少なくなって、AかBかで、Cは余りない。その辺のランクづけの差というのは、どういうところからか。つまり、普通よりは、まあ、ややよいから上の評価に、大体なっていますね。その点はどういう違いがあるのでしょうか。

櫻井委員長 教育指導課長ですか。

教育指導課長 ただいまご指摘の件でございますけれども、学校調査は校長の責任において調査が行われますが、実際には各教科主任を中心として、各教科ごとに調査が行われます。新宿区のような小規模校の学校があるところでは、各教科1名の教員、あるいは2名、多くても3名というぐらいでございますので、少数の人間が受け持ってやるということになりますと、なかなか意見が出にくい部分もあろうかと推測できます。それに対しまして、教科については、新宿区全体の中で教科の代表者として複数名、チームとして編成されて、さらにそれを、学校調査とは全く切り離れた形で議論を交換する場もございますので、今御指摘のとおり、検定本でありますのでCを基準として、さらに特色など、新宿区の子どもや使い勝

手、その部分なども加味しながら意見を出していった結果、御指摘のような形でさらに意見が出てきたところで、B評価、A評価が出ているという、そういう傾向になっているというふうには私どもは分析してございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

内藤委員 はい、わかりました。だから評定という言葉は適当ではないかもしれないけれども、1校が1つずつ、これはBだとかCだとかというのが、もともとの学校調査ですね。各校ごとにランクづけを出してくると。

教育指導課長 御指摘のとおり、学校調査は各学校ごとにでございますので、新宿区は中学校は11校でございますので、11。したがって、その表も合計してみますと11になるようになってございます。

櫻井委員長 ほかにいかがでしょうか。

はい、教育長。

教育長 今に関連するのですが、そうしますと、教科用図書調査委員会の評価、それと、その中学校調査資料、これをもとに審議会の評価をしていただいたということで、そうしますと、この中学校の調査資料というのは、AとかBとか統一的につくられているものではないので、このAの数とかBの数とかCの数とか、そういったものを勘案して、それで全体の教科書の中を見て、それで評価をされたら。その数字が影響していると、そういうことでございましょうか。

櫻井委員長 佐野委員長どうぞ。

佐野審議委員会委員長 はい、御指摘のとおり、学校から上がりましたAの学校数が幾つ、Bの学校数が幾つ、Cが幾つと、そういうことと、もう1つは調査委員会の方のA評価、B評価、これを勘案しまして審議会で検討した結果が、お手元の資料でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。いかがですか。

これは、学校での評価が分かれた場合には、じかに対面式で意見を聞いて判断なさるといふようなことはなさなくて、独自に審議委員会で判断なさったということでしょうか。

佐野審議委員会委員長 私どもは、学校及び調査委員会からの報告書に基づいて行いました。

櫻井委員長 わかりました。

いかがでしょうか。はい、内藤委員。

内藤委員 念のため。

櫻井委員長 念のため、どうぞ。

内藤委員 これは、前回の採択のときも伺ったし、教育委員会でも同趣旨の確認をしているのですが、念のため確認させていただくと、教科書の継続性というのがありますね。これは3年だから、今度の1年生から3年生は、例えば1つ具体的に言いますと、美術は過去4回、日本文教出版の教科書が採択されていますが、仮に1教科で非常に甲乙つけがたいという教科書があった場合に、これまでずっと使ってきた教科書の方が、学校現場から見ると使いやすいというようなことを考慮する必要がありますか。

櫻井委員長 はい、佐野委員長。

佐野審議委員会委員長 それも是々非々ですね。同じ教科書を長年使うということのよさというのは当然考えられますけれども、また視点を変えて、教材を工夫するという視点では、会社をかえるということも選択肢の1つかと思います。

内藤委員 だから、こだわらず、これがいい教科書だということで採択していくということによろしいというわけですね。

櫻井委員長 佐野委員長。

佐野審議委員会委員長 そうですね。これはあくまでも教科書というのは主たる教材ですので、教員と生徒とのかかわりですね。教師も学校に長年いるということは、まれでございますので、教師がかわれば、当然教材観というものもかわりますし、また、生徒との状況を考えて、こちらの教科書が適切であるという判断も成り立つと思います。

内藤委員 はい、わかりました。

櫻井委員長 はい、教育長。

教育長 すみません、今のに関連しまして、この中学校調査報告書の中で、やはり現在使っているものに、どうしても票が行きがちみたいなところというのはあるのでしょうか。

櫻井委員長 はい、佐野委員長お願いします。

佐野審議委員会委員長 今回の改訂は、前回の学習指導要領の一部改正に基づくものですので、学習指導要領の基本的な考え方は変わっておりません。どういうふうに一部変わったかと申し上げますと、やはり発展的な学習。学習指導要領に示す目標内容は、だれもが身につけるべき最低基準とう方針を出しておりますけれども、できる子にはもっと発展した学習内容、教材を与えてもいいのではないかという視点で、今回の改訂は行われました。

櫻井委員長 いかがでしょうか。審議委員長にはこの後、御退席願ってしまうので、今聞くことがあれば、伺ってください。

よろしいですか。それでは、ほかに御意見、御質問がないようですので、ここで審議委員長には御退席をいただきたいと思います。

ありがとうございました。御苦労さまでした。

佐野審議委員会委員長 ありがとうございました。

櫻井委員長 では、次に今後の中学校教科用図書の採択の手順、臨時会の開催日程、会議の進め方について協議したいと思います。

はい、教育長。

教育長 今後の中学校教科用図書採択の進め方について、提案をさせていただきます。

櫻井委員長 はい、お願いします。

教育長 本日の臨時教育委員会において、審議委員会から答申を受け、調査報告にかかわる総括的な協議をいたしました。法令の規定に基づき、採択の期限は8月31日までとなっております。この法定期限までに各種目の採択教科書を決定するわけでございますが、7月21日、22日に臨時会を開催していただき、8月5日の第8回定例会での採択を目途として、集中して精力的に協議、審議を進めていきたいと考えています。

7月21日、22日には、審議委員会委員に加えて、教科用図書を専門的に調査した調査委員会の各教科委員長に出席要請をいたしまして、指導要領とそれぞれの科目特性の説明を受け、各教科のすべての教科用図書の調査検討の結果について協議をしていただきたいと思います。

この2日間で、できれば採択候補の図書を各教科一種に絞り込んでいくという手順で進め、すべての教科の採択候補図書について絞り込みの理由の確認をいただき、採択のための議案の提出準備に入りたいと考えています。この2日間で一種に絞り込めなかった教科や協議が未了となった教科がありました場合には、7月28日、29日に臨時会を開催し再協議をしていただきまして、全教科について一種に絞り込みを行いたいと思います。

そして、8月5日の第8回定例会で審議をいただき、採択をというのが、採択の進め方の提案でございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ただいま教育長から提案のございました教科用図書採択の進め方に対しまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

21日、22日に集中的に協議するということですが、よろしいでしょうか。

内藤委員 はい、結構です。

櫻井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、教育長から提案いただいた採択までの大き

な流れや進め方と、当面の教育委員会臨時会の日程を確認したということにいたします。

細かい会議の進め方は、協議していく中で皆さんと決めていきたいと思えます。

それでは次に、協議 2、平成18年度新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）の採択についてを協議いたします。

では、協議 2 の説明を教育指導課長からお願いいたします。

教育指導課長 では、答申の写しをごらんください。これは5月6日の定例教育委員会におきまして、平成18年度新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書、いわゆる文部科学省著作教科書及び107条図書の採択につきまして、審議委員会を設けて審議するようにという御指示がありました。それに基づいて審議を行い、7月8日の審議委員会で諮問に対する答申をしたところでございます。まず、読み上げさせていただきます。

答申

本委員会は、平成17年5月25日、貴委員会からの諮問を受け、平成18年度新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）の採択に際し、採択の対象となる全ての教科用図書について調査審議を行いました。その結果を別紙のとおりまとめましたので、ここに答申いたします。

平成17年7月8日

新宿区教育委員会様

教科用図書審議委員会

委員長 千葉 一 矢

それでは、資料をごらんください。

この資料は、まず小学校心身障害学級及び養護学校小学部で使用する文部科学省著作教科書に、次に小学校心身障害学級及び養護学校小学部で使用する107条図書の一覧が、教科ごとに続きます。これら107条図書は、当該学年の検定教科書や下学年用教科書、文部科学省著作教科書が障害の状態等により、その子どもに適さない場合採択することができる絵本等の一般図書です。ここには、学校から採択希望が出たものに加えて、この心身障害教育教科書調査研究資料に掲載されているすべての一般図書をお示ししてあります。

新宿区では、今年度、学校から採択希望の出たものに、この調査研究資料を加えたすべての図書について調査研究し、より子どもの状況に応じた教科書を配付できるように改めまし

た。これらのうち、太線で囲んである図書が新宿区立の学校から希望が上がっているものです。

従前の採択では、学校教育法第107条に基づき、学校ごとに1人ひとりの児童・生徒の実態に応じた教科書を個別に採択候補を挙げてもらい、その教科書について調査研究を行い、教育委員会で採択しておりましたが、より児童・生徒の状態に応じた教科書を配付することができるように、次のように変更しました。

今回以降の答申は、学校教育法107条に基づき、学校ごとに1人ひとりの児童・生徒の実態に応じた教科書を、個別に採択候補を挙げてもらうのは同様ですが、文部科学省著作教科書及び東京都教育委員会が発行している、こちらの調査研究資料の中にある一般図書を加えて答申いたしますので、どうぞその点を踏まえて御協議いただきたいと思います。

そのことによるメリットは大きく2つございます。1つは、児童・生徒の障害の状況が採択時と配付時期とで著しく異なる場合に、その子に応じた教科書を配付することができることです。2つ目は新宿区立学校の心身障害学級に転入及び入学、編入した児童・生徒に、障害等の状況に応じた教科書を速やかに配付することが可能になるということです。

以下、中学校心身障害学級及び養護学校中学部で使用する教科用図書についても同様です。

私の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

櫻井委員長 はい、ありがとうございました。

教育指導課長 答申の写しが配付されてございませんので、ただいま配付させていただきます。

櫻井委員長 よろしいですか。

今は教育指導課長としての御説明でしたけれども、審議委員会の副委員長として、木下川副委員長、審議内容、議論になった点などについて、また、御意見等があればお聞かせ願いたいと思います。

木下川審議会副委員長 それでは、本来は審議委員長より御説明するところですが、本日、都合により出席がかなわないため、副委員長の私が代理で説明させていただきます。

6名の委員で審議をいたしました審議内容等について説明いたします。

まず、第1に教科書採択の流れを確認いたしました。特に本年度は、先ほど説明いたしましたように、新宿区立学校の心身障害学級及び養護学校に入学、転入、編入、在学するすべての児童・生徒の障害の状況に応じた教科用図書を採択するという考え方にのっとり、その方針の改善によるメリットについて理解を深め、審議してまいりました。

次に、各学校から挙がってまいりました採択希望図書は、すべてこの心身障害教育教科書調査研究資料に掲載されているものであることを確認しました。したがって、採択要綱にありますように、特別な調査研究を必要としませんでしたので、2回目以降の調査委員会を開催する必要がありませんでした。

なお、この調査資料に載っている図書は、障害のある児童・生徒にとって効果的な図書であると認識してございます。先ほどの説明の繰り返しになりますが、太い線で囲まれた図書は、新宿区立小中養護学校から採択希望として挙がっているものです。また、太線のない本についても、新入学、編入、転入した児童・生徒や変容の著しい児童・生徒に、速やかにその子の障害の状況に応じた教科用図書を配付できるように、採択希望として挙げているものです。

以上で説明を終わります。

櫻井委員長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりましたが、御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。いかがですか。

はい、内藤委員お願いします。

内藤委員 今の御説明で結構だと思います。障害の程度と、それから転校とか、あるいはその子どもさんの状態の変化とか、そういうものに適応していくためには、こういう、やはり幅広い図書をあらかじめリストアップしておくということで、考えられる限りの状況に対応するという考え方で、私は結構だと思います。

櫻井委員長 はい。ほかにいかがですか。

はい、熊谷委員。

熊谷委員 私も結構だと思います。

ただちょっと質問させていただきたいのですが、この配っていただいた資料の中で、それぞれの科目について番号がついておりますよね。これは特に優劣をつける番号ではないと思うのですが、何か特にこの順番というのは、発刊順とか、あるいはどんな順になっているのでしょうか。

櫻井委員長 例えば国語のC-101という。

熊谷委員 はい、とか社会とかですね。

櫻井委員長 教育指導課長。

教育指導課長 この優劣その他の差は一切ございません。あくまで単純な整理番号でござい

ます。

熊谷委員 はい、ありがとうございます。

それと、ちょっと今気づいたのですが、社会のところの、中学生の方なんですが、社会の、実は31のところは抜けてといいますか、発行と書名が入っていないものですから、それでちょっと今お聞きしたのですけれども、こういうものはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

櫻井委員長 はい、教育指導課長。

教育指導課長 この空きになっているところは、絶版になっているものでございます。

熊谷委員 はい、わかりました。どうもありがとうございました。

櫻井委員長 ほかによろしいですか。

内藤委員 結構です。

櫻井委員長 それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、協議2についてはこれで終了いたします。

はい、教育指導課長。

教育指導課長 次回の教育委員会でこの件について採択をお願いいたします。

櫻井委員長 はい。ということでございます。

それでは、以上で本日の協議は終了いたしますが、事務局から何かございますでしょうか。

はい、教育政策課長。

教育政策課長 本日、7月1日の定例会以降、きょうの午前中までに委員会に寄せられました要望文等を、委員の机の上に配付させていただいております。また、教科書の法定展示会の個別の意見をまとめたものを机上で回覧させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

櫻井委員長 今配っていただいておりますが、御確認お願いいたします。

では、よろしいでしょうか。

閉 会

櫻井委員長 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会といたします。御苦労さまでした。

午後 2時40分閉会